東温市商工会ブランド推奨品制度要綱

第1　目的

東温市商工会の地区内で製造・販売する商品のうち、東温市商工会ブランド推奨品審査委員会が「東温市商工会ブランド推奨品」として認証し、東温市の特性を生かしセレクトされた商品であることをアピールすることにより、消費者の信頼を高め、その普及と需要の拡大を図ることともに、東温市内の産業の振興を図ることを目的とする。

第2　東温市商工会ブランド推奨品審査委員会

東温市商工会ブランド推奨品審査委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項について協議する。

(1)「東温市商工会ブランド推奨品」の推奨基準の設定に関する事項

(2)「東温市商工会ブランド推奨品」の認証要件の審査

(3)「東温市商工会ブランド推奨品」制度の普及啓発

(4)前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第3　対象認証品目

対象となる認証品目は、次に掲げるものとする。

(1)加工食品、飲料

(2)各飲食メニュー(惣菜・弁当他)

(3)農産物

(4)工芸品（木工品他）

第4　認証要件

認証の要件は、次の要件を全て満たしたものとする。

(1)原材料が東温市内で生産されているものを使用した商品であること。(一部可)

(2)商品名や商品自体から地域のPRに寄与すると思われる商品であること。

(3)将来的に販売の拡大が見込まれると思われる商品であること。

(4)商工会から推薦された商品であること。

(5)製造事業者は、東温市内に事業所を有した商工会員であること。

(6)生産された商品が、関連する法律等に伴う許認可等を受けていること。

(7)商工会、市等のイベントや商談会等の事業に積極的に関与・協力出来ること。

第5　推奨申請

推奨を受けようとする者(以下「推奨等申請者」という。)は、委員会が定めた提出期日までに東温市商工会ブランド推奨品申請書・推奨更新申請書(様式第1号)を商工会長の推薦を添えて提出するとともに、審査用の商品サンプルを委員会へ提出する。なお、サンプル点数については申請受付の都度委員会が定める。

2　1回の申請につき推奨を求めることができる商品の数は、推奨等申請者1者に対して2点までとする。

3　委員会が必要と認めるときは、推奨等申請者から申請商品に関する聞き取り調査等を実施することができる。

第6　推奨品の決定

委員会は、第5の規定による申請があった場合において、原則年1回程度の審査会を実施し、推奨の適否を決定する。

2　委員会は審査会の結果を受け、東温市商工会ブランド推奨品審査結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

第7　推奨の表示

第6の規定により推奨を受けた者(以下「推奨認定事業者」という。)は、推奨基準に適合した商品(以下「推奨品」という。)自体または包装、容器に推奨マーク(別図)を該当商品の容器または包装に印刷表示することができる。なお、推奨マークを付すために要する経費は推奨認定事業者が負担するものとする。

2　推奨マークの使用方法は、次の2種類とする。

(1)印刷方式

(2)シール方式

第8　推奨の有効期限

第6の規定による推奨の有効期限は、推奨を受けた日から３年間とする。

2　推奨認定事業者は、推奨の有効期限満了1ヶ月前までに、東温市商工会ブランド推奨品申請書・推奨更新申請書(様式第1号)に商工会長の推薦を添えて提出し、委員会の承認を得ることにより、推奨の有効期限を更新することができる。

第9　推奨認定事業者の責務

推奨認定事業者は、認証商品の流通や販売、認証商品の消費や使用において事故等が発生したときは、その責任においてこれを解決すること。

2　推奨認証事業者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときは東温市商工会ブランド推奨品審査委員会に速やかに連絡すること。

3　推奨認定事業者は、推奨マークを不正使用しないこと。

第10　認証内容の変更

推奨認定事業者は、次に掲げるいずれかの申請内容に変更を生じたときは、東温市商工会ブランド推奨品内容変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(1)氏名または事業所名称を変更したとき

(2)認証商品の商品名または内容量を変更したとき

(3)推奨認定事業者の住所を変更したとき

(4)認証商品の包装または容器にかかるデザインを著しく変更したとき

(5)その他商品に関する変更があったとき

第11　認証の中止・廃止

推奨認定事業者は、東温市商工会ブランド推奨品の製造を中止または廃止するときは、東温市商工会ブランド推奨品製造中止・廃止届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

第12 認証の取り消し

東温市商工会ブランド推奨品審査委員会は、推奨認証事業者が次のいずれかに該当するときは、認証の取り消しを行うことができる。

(1)推奨認証事業者から認証の中止・廃止届出が無く、認証商品の製造を中止・廃止したとき

(2)推奨認証事業者が認証マークを不正に使用したとき

(3)認証商品が認証基準に適合しなくなったとき

(4)その他、認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

第13　補足

この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1　 この要綱は平成２９年２月１７日から施行する。

1 この要綱の一部改正は、令和元年７月９日から実施する。

1 この要綱の一部改正は、令和３年９月１５日から実施する。

(様式第1号)

年　　　月　　　日

東温市商工会ブランド推奨品審査委員会　委員長　様

（申請者）

住　　所：

氏　　名：

電話番号：

東温市商工会ブランド推奨品申請書・推奨更新申請書

東温市商工会ブランド推奨品の（ 推奨 ・ 推奨更新 ）を受けたいので、東温市商工会ブランド推奨品制度要綱第5の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1．商品名 | ※商品の名称を記入する。 | |
| 2．内容量・重さ | ※ml、g等単位も併せて記入する。 | |
| 3．大きさ | ※mm、cm等単位も併せて記入する。  タテ　　　　×ヨコ　　　　×高さ | |
| 4．価格 | ※消費税込みの総額表示とする。  　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込) | |
| 5．使用する原材料名  〔添加物を含む〕 | ※商品に使用されている原材料等全てを記入する。  (食品については一括表示の原材料名欄に記載されているものを記載する) | |
| 6．製造の工程 | ※原材料の調達から完成まで順を追って記載すること。 | |
| 7．商品の製造場所 | 1　申請者住所と同じ  2　下記加工場等で製造  住　　所：  名　　称：  電話番号： | |
| 8．食品衛生法に基づく  許可等  〔保健所への届け出〕 | 許可有効期限 | 年　　　月　　　日 |
| 許可番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 9．販売期間 | 1　通年  2　期間限定(　　　　月頃 ～　　　月頃) | |
| 10．主な販売場所 |  | |

注1：本申請書に併せて、新規申請の場合は（別紙１）への記入も行うこと。

注2：製造方法など、商品の内容を紹介した資料がある場合は添付すること。

注3：製造に当たり許可証等が必要な商品については、その写しを添付すること。

注4：申請書は、商品ごとに作成すること。

上記の商品を東温市商工会ブランド推奨品として推薦いたします。

　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東温市商工会　会長　和田 宏一　　　印　(別紙１)

東温市商工会ブランド推奨品申請者・特産品説明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生産者(団体の場合は代表者)の顔写真を貼る位置  1．縦36～40㎜  　　横24～30㎜  2．本人単身胸から上  3．裏面のり付け |  | | |
|  | 申請者氏名 |  |
| 商品名 |  |
|  | | | |
| 商品の写真(1) | 写真を貼る位置  １．商品の外観(パッケージ・容器・袋等に入れて販売するものについては、入れた状態)の写真を貼付すること。  ２．商品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。  ３．サービス版の写真を貼付すること。 | | |
| 商品の写真(２) | 写真を貼る位置  １．パッケージ・容器・袋等から取り出した状態(液体物等については、別器に移したもの)の写真を貼付すること。  ２．まんじゅう・もち・モナカ等については割った状態で商品の中身がさらに分かるものを添付すること。  ３．各種工芸品等にあっては、(１)と別角度から移した写真を貼付すること。  ４．商品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。  ５．サービス版の写真を貼付すること。 | | |

(様式第2号)

　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

東温市商工会ブランド推奨品審査委員会

委員長

東温市商工会ブランド（ 推奨 ・ 推奨更新 ）審査結果通知書

　　　　　　　年　　月　　日付けで（ 推奨 ・ 推奨更新 ）申請のあった商品の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商　品　名 | 審査結果 | 推　奨　番　号 |
|  | 適 ・ 否 |  |
|  | 適 ・ 否 |  |

1．推奨の条件

(1)推奨申請書の記載内容に変更があった場合は速やかに届け出ること。

(2)東温市商工会ブランド推奨品審査要綱に掲げる項目を遵守すること。

(3)東温市商工会ブランド推奨品審査要綱に基づく委員会からの警告に従わないときは、推奨の取り消しを行う場合もあること。

2．お問合せ

審査結果に不服がある場合は、東温市商工会内 東温市商工会ブランド推奨品委員会にお問合せ下さい。

(様式第3号)

年　　　月　　　日

東温市商工会ブランド推奨品審査委員会　委員長　様

（申請者）

住　　所：

氏　　名：

電話番号：

東温市商工会ブランド推奨品内容変更承認申請書

東温市商工会ブランド推奨品の推奨・推奨更新申請書に記載した内容を変更したいので、東温市商工会ブランド推奨品審査要綱第10の規定に基づき、承認を申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1．推奨番号 | ※変更しようとする推奨産品の承認番号を記入する。(※必ず記入) | |
| 2．推奨品 | ※推奨品の名称(特産品名)を記入する。(※必ず記入) | |
| 3．内容量・重さ | ※ml、g等単位も併せて記入する。 | |
| 4．大きさ | ※mm、cm等単位も併せて記入する。  タテ　　　　×ヨコ　　　　×高さ | |
| 5．価格 | ※消費税込みの総額表示とする。  　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込) | |
| 6．使用する原材料名  〔添加物を含む〕 | ※商品に使用されている原材料等全てを記入する。  (食品については一括表示の原材料名欄に記載されているものを記載する) | |
| 7．製造の工程 | ※原材料の調達から完成まで順を追って記載すること。 | |
| 8．商品の製造場所 | 1　申請者住所と同じ  2　下記加工場等で製造  住　　所：  名　　称：  電話番号： | |
| 9．食品衛生法に基づく  許可等  〔保健所への届け出〕 | 許可有効期限 | 年　　　月　　　日 |
| 許可番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 10．販売期間 | 1　通年  2　期間限定(　　　　月頃 ～　　　月頃) | |
| 11．主な販売場所 |  | |

注1：変更しようとする箇所のみ、変更後の内容を赤書きで記入すること。ただし、推奨番号及び推奨品名は必ず記入すること。

注2：本申請書に併せて、変更箇所のある場合は別紙１への記入も行うこと。

　　　　(※変更のない場合、記入は不要です。)

注3：申請書は、変更しようとする推奨産品ごとに作成すること。(別紙１)

東温市商工会ブランド推奨品申請者・特産品説明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生産者(団体の場合は代表者)の顔写真を貼る位置  1．縦36～40㎜  　　横24～30㎜  2．本人単身胸から上  3．裏面のり付け |  | | |
|  | 申請者氏名 |  |
| 商品名 |  |
|  | | | |
| 商品の写真(1) | 写真を貼る位置  １．商品の外観(パッケージ・容器・袋等に入れて販売するものについては、入れた状態)の写真を貼付すること。  ２．商品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。  ３．サービス版の写真を貼付すること。 | | |
| 商品の写真(2) | 写真を貼る位置  １．パッケージ・容器・袋等から取り出した状態(液体物等については、別器に移したもの)の写真を貼付すること。  ２．まんじゅう・もち・モナカ等については割った状態で商品の中身がさらに分かるものを添付すること。  ３．各種工芸品等にあっては、(１)と別角度から移した写真を貼付すること。  ４．商品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。  ５．サービス版の写真を貼付すること。 | | |

(様式第4号)

年　　　月　　　日

東温市商工会ブランド推奨品審査委員会　委員長　様

（申請者）

住　　所：

氏　　名：

電話番号：

東温市商工会ブランド推奨品製造中止・廃止届出書

東温市商工会ブランド推奨品の製造を中止・廃止するので、東温市商工会ブランド推奨品審査要綱第11の規定に基づき、提出します。

記

1．中止・廃止する推奨産品

|  |  |
| --- | --- |
| 推　奨　番　号 | 推　奨　産　品　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

2．中止・廃止する理由

3．中止の期間(廃止の時期)

　　　中止の場合：　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日

　　　廃止の場合：　　　　　　年　　月　　日

注１：記入欄が不足した場合は複製して使用すること。

(別図)

推　奨　マ　ー　ク



※表示の方法

(1)マークを包装に直接印刷する「印刷方式」と、マークを印刷したシールを包装に貼付する「シール方式」の2通りとし、マークの表示経費は使用者の負担とする。

(2)推奨マークは様式に従い、容器または包装の見やすい箇所に付ける。

※キャッチフレーズ事例

「満喫！ヘルシーライフ東温」、　「見参！東温市の優れた逸品！！」